

山形県教員資質向上協議会ワーキンググループの設置に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県教員資質向上協議会（以下「協議会」という。）運営要綱第7条の規定するワーキンググループの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 協議会に、次の検討課題について調査検討を行うためのワーキンググループを置く。

- (1) 教員の志願
- (2) 教員の養成
- (3) 教員の採用
- (4) 教員の研修

(構成員)

第3条 ワーキンググループは、協議会の構成団体が指名する者をもって構成する。

- 2 ワーキンググループにグループリーダーを置き、構成員の互選によって決定する。
- 3 グループリーダーはワーキンググループを統括する。
- 4 グループリーダーが不在の時は、リーダーが指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 ワーキンググループは、必要に応じてグループリーダーが招集し、座長を務める。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、山形県教育委員会の構成員により処理する。

附 則

この要領は、平成29年9月5日より施行する。